

令和8年度 福祉・介護職員等処遇改善加算に係る計画書の提出について
【対象：京都市を除く府内市町村に所在する障害福祉サービス等事業者（計画相談支援及び障害児相談支援を除く）】

令和7年度に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定している事業者で、令和8年度も引き続き算定する場合や、令和8年度から新たに職員の処遇改善を行い加算を算定する場合は、令和8年度分の計画書の提出が必要となります。

つきましては、下記にご留意の上、必要書類を提出していただきますようお願いいたします。

記

1 提出先（別添提出窓口一覧参照）

事業所所在地を所管する保健所

※加算体制届の提出先と同様、それぞれの窓口へ提出してください。

※複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要があります。詳細は、[京都市障害保健福祉推進室ホームページ（外部リンク）](#)を御確認願います。

※計画相談支援及び障害児相談支援の事業所分については、別途当該事業所が所在する市町村に提出する必要があります。詳細は、各市町村の担当窓口までお問い合わせください。

2 提出書類

[京都府ホームページ（外部リンク）](#)からダウンロードしてください。

※ 初めて加算を請求する事業所は、保健所にご連絡いただくとともに、加算届に関する様式第5号と介護給付費用の算定に係る体制等状況一覧表も併せて提出をお願いします。

※ 処遇改善加算等を取得する際に提出した計画書に変更があった場合には、別紙様式4の変更に係る届出書を御提出ください。

※ 事業の継続を図るために福祉・介護職員等の賃金を下げる特別な事情がある場合は、別紙様式5の特別な事情に係る届出書を御提出ください。

※ その他算定要件に関わる追加の資料の提出を依頼する場合があります。

3 提出期限等

(1) 提出期限

令和8年4月15日（水）消印有効

ただし、令和8年4月及び5月分は処遇改善加算を算定せず、令和8年6月以降に算定する場合は、令和8年6月15日（月）消印有効

(2) 提出方法

提出窓口への持参又は郵送

※ 本計画書の提出に対し、京都府から受理通知等は発行いたしません。受理確認が必要な場合は、控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

(3) 相談窓口

【株式会社エイデル研究所】

電話番号：075-253-0201

受付時間：平日 10時30分から 16時30分